アドバイス

アメリカの個人所得税確定申告

アメリカでは、日本の年末調整とは異なり各個人が対政府と税金の清算を行います。そして、日本の基本税制が源泉分離であるのに対してアメリカでは総合課税となっております。
一年間の所得、経費および税額控除等を算出し期日までに確定申告します。

下記に、最低限抑えておかなければならない点を簡単にまとめましたので、ご参考頂ければ幸いです。

A）確定申告の提出期限

４月 15 日（土または日曜日に重なる場合は翌週月曜日。延長申請書を提出することで 10 月 15 日まで申告期限の延長が可能です。追徴税が予想される場合は延長申請の際に納付することで遅延納付による重加算税を回避できます。

B）課税となる所得

1. 給与所得－米国版源泉徴収票（様式 W－２）雇用主は毎年１月 31 日までにW－２を発行します。

2. 利子･配当所得（様式 1099 ＩＮＴ･ＤＩＶ）たんす預金ではなく銀行等、金融機関に貯金している場合は、様式 1099 が発行されます。ただし、利子が 10 ドル以下の場合は発行されませんが、銀行の Bank Statement を参考に額を記入します。また、日本の金融機関からの所得についても報告する義務があります。

C） その他の所得

米国居住者の場合ですが、課税される収入は上記以外に下記のようなものがあります。

基本的に内国歳入庁法の下で合法的に非課税扱いができるもの以外はすべて課税所得扱いとなります。

例）不動産収入
　　年金所得
　　キャピタルゲイン・ロス
　　賃貸不動産売却益
　　退職所得
　　ギャンブル収入、等

D） 外国預金報告書 (Form 114)

外国の預貯金等の金融口座については、全口座の合計が１万ドルを超過する場合は、たとえ一口座の預金額が１万ドル以下であっても報告書を提出する必要があります。その報告義務を故意に怠ったとみなされる場合、途方もないペナルティーが課せられますので注意が必要です。もし過去に申告していない口座があれば税務当局から指摘される前に自発的に開示することをお勧めします。

E） 赴任年度の申告における節税対策

米国赴任年度は赴任日により申告形態を選択できる場合があり、
１）通年居住者として夫婦合算で申告、
２）部分居住者として個別申告、または
３）非居住者として個別申告、することが可能です。どの申告形態を選択しても間違いではありませんので、提出した申告書は特に税務当局の記録と大きく異なるようなことがなければ申告通りに受理され処理されます。ただ、他の選択肢を用いて申告した場合と比較して多くの税金を払ってもてその分が還付されることはありませんので節税効果のある選択肢を用いて申告されることをお勧めします。また、赴任年度において夫婦合算申告する場合、日米租税条約の恩典を享受する形で海外給与所得控除を取ることができます。海外居住期間により年間ベースで最高 108,700 ドル（2021 年）まで控除することが可能です。

F）控除できる経費

なお、所得控除としては標準控除（夫婦合算の場合は 25,100 ドル、夫婦個別申告または独身者申告 12,550 ドル）または実際の下記の項目別控除の合計、いづれか高い方を控除できます。

1. 住宅ローンの支払利息

外国に所有する不動産の住宅ローン利息も控除の対象になるので、支払い先の金融機関、返済表などの資料をお取り寄せください。返済表を一旦入手するとローンの借換えを行わない限り毎年、同じ返済表から利息額のみを計算し、作成者に提示します。

2. 州税、地方税および固定資産税（在米国）

その年に支払われた州・地方所得税または、消費税のいずれか大きい額が控除できますが、2020 年ベースでは最高控除額が１万ドルとなっております。

3. 寄付金

認可された事前団体に寄付した場合は、その寄付金のログを作成、または、証憑を入手するなどして金額をまとめます。

4. その他の控除

その他、医療費控除、災害・盗難控除なども、条件を満たせば対象になります。

G）その他の注意点

1. 米国社会保険番号（SSN）を取得できない日本在住の配偶者は、個人納税者番号（ＩＴＩＮ）を申告の際に申請することで、税率が割安な夫婦合算申告を選択できます。アメリカに住んでいなくても申告に必要とされるデータは必ず提出するようにしましょう。
2. 外国税額控除の算出の基礎となる勤務国ですが、外国出張日から、いつどの国で何日勤務したかを申告書作成者へ提出してください。これは駐在員特有の税制であり、節税が最も見込めるところでもありますので、注意が必要です。

最後に、アメリカ在住の駐在員を含む外国人の場合、アメリカ市民と異なった税制が適用されるため、申告書の作成者の知識如何で税額が大きく異なることがしばしばあります。したがって、日米の税制に精通した税理士を選択されるよう心掛けたいものです。

在米日本企業のための
米国確定申告と給与処理の専門事務所

East Accounting, LLC

■シカゴ事務所
1699 E. Woodfield Rd. Suite 503 Schaumburg, IL 60173
Phone : 1-847-240-5700　Ext. 201
須恵　一博　ksuye@eastaccounting.com